

健康保険 任意継続被保険者 被扶養者(異動) 届 記入の手引き

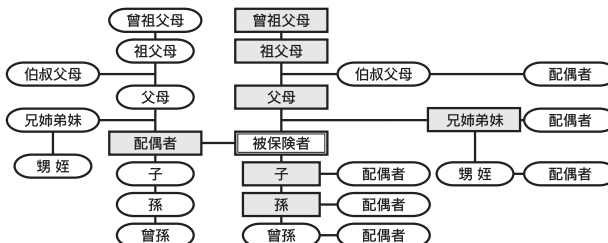
結婚や出産等により被扶養者を追加する場合や、就職等により被扶養者でなくなる場合にご使用ください。

被扶養者の要件

①主として被保険者の収入により生計を維持されており、国内に居住している75歳未満の方

②対象となる家族範囲(3親等内の親族)

□ : 被保険者と同居してなくてもよい人
○ : 被保険者と同居していることが要件の人



③被扶養者となるための収入要件

●被保険者と同居している場合

年収が130万円*未満、かつ、被保険者の年収の1/2未満

☞収入要件の特例

年収が130万円*以上であっても、以下の場合、特例により被扶養者として認定される可能性があります。

・人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合

・労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円*未満であり、かつ他の収入が見込まれない場合

*60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円、19歳以上23歳未満(扶養認定を受ける年の12月31日時点)の場合は150万円(被保険者の配偶者を除く)

●被保険者と同居していない場合

年収が130万円*未満、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない

被扶養者の添付書類

被扶養者となる方が国内居住である場合

次に該当する確認書類を添付してください。具体的な確認書類については、確認書類の具体例をご覧ください。

	確認書類		確認書類
被保険者と同居	<ul style="list-style-type: none"> ●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類 	被保険者と別居	<ul style="list-style-type: none"> ●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

(確認書類の具体例)

①続柄を証明する書類：戸籍謄(抄)本、または、世帯全員が記載されている住民票

②収入を証明する書類：所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、離職票のコピー、雇用保険受給資格者証または直近の受給資格通知のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー(青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類が必要)等

☞16歳未満の場合は添付不要(学生の場合でも16歳以上の方は添付が必要)

☞収入要件の特例に該当する場合

▶人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合、上記の書類に加えて、「人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動に係る事業主の証明書」

▶労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円*未満であり、かつ、他の収入が見込まれない場合、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等のコピーおよび「給与収入のみである旨の申立書」

③同居していることを証明する書類：同居が確認できる、世帯全員が記載されている住民票

④仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類：預金通帳のコピー、現金書留控えのコピー等

☞16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要

*60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円、19歳以上23歳未満(扶養認定を受ける年の12月31日時点)の場合は150万円(被保険者の配偶者を除く)

被扶養者となる方が海外居住である場合

国内居住である場合の添付書類に加えて、海外特例要件に該当することが確認できる書類の提出が必要です。

海外特例の要件や確認書類については、協会けんぽホームページよりご確認ください。

被扶養者でなくなる場合【お手元にお持ちの場合のみ】

被扶養者でなくなる方の資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証



協会けんぽ
ホームページ

マイナ保険証をご利用ください

●健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)を使って医療機関等を受診すると、より良い医療を受けることができます。

●マイナ保険証を利用できない状況にある場合*は、資格確認書が必要となります。「資格確認書交付申請書」をご提出ください。詳しくは協会けんぽホームページよりご確認ください。

*マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保険証の利用登録を行っていない場合等

ご提出・お問い合わせ先

次ページに記入例があります。➔

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。
*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索

